

令和4年度 亀岡中部農地整備事業
曾我部工区区画整理その20他付帯工事

特別仕様書

近畿農政局亀岡中部農地整備事業所

項目	内容	摘要																				
第1章 総則	令和4年度亀岡中部農地整備事業曾我部工区区画整理その20他付帯工事（以下「本工事」という。）の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「土木工事共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）及び近畿農政局農村振興部制定「近畿農政局土木工事共通事項書（9月版）」（URL：https://www.maff.go.jp/kinki/seibi/sekei/kouji_gyoumu/kouji_gyoumu.html）（以下「共通事項書」という。）に基づいて実施するものとする。 なお、共通仕様書及び共通事項書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。																					
第2章 工事内容																						
1. 目的	本工事は、国営亀岡中部土地改良事業計画に基づき、ほ場整備を行うものである。																					
2. 工事場所	京都府亀岡市曾我部町法貴及び中地内																					
3. 工事概要	本工事の概要は次のとおりである。 <table><tr><td>整地工</td><td>A=</td><td>0.65</td><td>ha</td></tr><tr><td>道路工</td><td>L=</td><td>52</td><td>m</td></tr><tr><td>用水路工</td><td>L=</td><td>81</td><td>m</td></tr><tr><td>排水路工</td><td>L=</td><td>537</td><td>m</td></tr><tr><td>仮設工</td><td></td><td>1</td><td>式</td></tr></table>	整地工	A=	0.65	ha	道路工	L=	52	m	用水路工	L=	81	m	排水路工	L=	537	m	仮設工		1	式	
整地工	A=	0.65	ha																			
道路工	L=	52	m																			
用水路工	L=	81	m																			
排水路工	L=	537	m																			
仮設工		1	式																			
4. 工事数量	別紙「工事数量表」のとおりである。																					
5. 工期	本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者などの確保が図れるよう余裕期間を設定した工事である。 余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。 なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。 工期：令和5年11月24日から令和6年3月27日まで （余裕期間：契約締結日から令和5年11月23日まで） 契約締結後において、余裕期間内に受注者の準備が整った場合は、監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。 なお、低入札価格調査等により、上記の工事の始期以降に契約締結となった場合には、余裕期間は適用しない。 また、工事实績情報システム（コリンズ）に登録する技術者の従事期間は、契約（変更の場合は、変更契約）工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。																					
第3章 施工条件																						
1. 工程制限	支障物（電柱等）が存在するほ場については、支障物移設後に施工するものとする。																					
2. 作業可能日数	本工事の作業可能日数は16日（月平均）と想定している。																					

項目	内容	摘要									
3. 寒中コンクリート	1) 本工事におけるコンクリート工事で冬季期間に施工するものに当たっては、気象の変動を的確に把握し、共通仕様書第1編3-10-2に規定する「寒中コンクリート」としての施工を行わなければならない。 2) 発注者が想定している寒中コンクリートの施工期間は、令和5年12月28日～令和6年2月19日を想定している。 なお、受注者の都合による工事工程の変更により生じる数量の増減は、設計変更の対象としない。 3) 受注者は、寒中コンクリートの養生方法、その他の施工方法について、共通仕様書第1編1-1-5に基づき作成する施工計画書に記載しなければならない。										
第4章 現場条件											
1. 土質	本工事の施工場所の土質は、砂質土と想定している。										
2. 関連工事	1) 本工事に関連する次の工事は、監督職員及び関連する工事の責任者と十分連絡、協議し工事工程に支障が生じないように調整しなければならない。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事名</th><th>工期</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和5年度 亀岡中部農地整備事業 曾我部工区整備工事</td><td>令和5年8月4日～ 令和6年2月19日</td><td></td></tr> <tr> <td>令和5年度 亀岡中部農地整備事業 桂川西工区区画整理その1工事</td><td>令和5年11月10日～ 令和6年8月30日</td><td></td></tr> </tbody> </table> 2) 本工事で撤去する高密度ポリエチレン管は桂川西工区区画整理その1工事現場内に運搬する計画であり、詳細については監督職員より指示する。	工事名	工期	備考	令和5年度 亀岡中部農地整備事業 曾我部工区整備工事	令和5年8月4日～ 令和6年2月19日		令和5年度 亀岡中部農地整備事業 桂川西工区区画整理その1工事	令和5年11月10日～ 令和6年8月30日		
工事名	工期	備考									
令和5年度 亀岡中部農地整備事業 曾我部工区整備工事	令和5年8月4日～ 令和6年2月19日										
令和5年度 亀岡中部農地整備事業 桂川西工区区画整理その1工事	令和5年11月10日～ 令和6年8月30日										
3. 第三者に対する措置											
(1) 騒音・振動対策	騒音・振動等の対策については、十分に配慮するとともに、地域住民との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。										
(2) 境界対策	1) 地区境界付近の施工は、原則境界から50cm程度離隔をとって施工するものとするが、詳細については、監督職員と協議するものとする。 2) 本工事周辺の道路、水路、家屋等に近接して施工する場合は、ブルドーザーの走行速度を落とす等、既存施設に損害を与えないよう十分注意して施工しなければならない。 また、工事の施工に際しては、隣接地権者及び関係者とトラブルの生じないように、十分注意して施工するものとし、特別な対策が必要な場合は監督職員と協議するものとする。 なお、受注者の責によるトラブルが生じた場合は、受注者の責任において処理しなければならない。										
(3) 濁水処理対策	本工区の施工に伴う排水については、濁水を直接既設水路に流さないよう心がけなければならない。また、施工中は極力濁水を発生させないように注意するものとする。 なお、関係機関との協議の結果、濁水処理対策を講ずる必要が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。										

項目	内容					摘要												
(4) 保安対策	1) 本工事に配置する交通誘導警備員は、原則として警備業法に定める警備員（指導教育責任者講習修了、指定講習または、基本教育及び業務別教育を受けた者）であって、専門的な知識・技能を有する者とする。 2) 交通誘導警備員の配置は、下表のとおりとするが、条件変更等に伴い誘導員数に増減が生じた場合は設計図書に関して監督職員と協議するものとする。 <table><tr><th>配置場所</th><th>交 通 誘 導 員</th><th>編 成</th><th>昼夜別</th><th>交代要員</th><th>配置期間</th></tr><tr><td>第73号支線排水路 市道横断</td><td>2名/日</td><td>2名</td><td>昼間</td><td>無し</td><td>道路横断工の施 工期間</td></tr></table>					配置場所	交 通 誘 導 員	編 成	昼夜別	交代要員	配置期間	第73号支線排水路 市道横断	2名/日	2名	昼間	無し	道路横断工の施 工期間	
配置場所	交 通 誘 導 員	編 成	昼夜別	交代要員	配置期間													
第73号支線排水路 市道横断	2名/日	2名	昼間	無し	道路横断工の施 工期間													
(5) 現場内への立ち入り制限等	安全のため第三者の現場内への立ち入りを制限するとともに、必要な箇所には安全施設を設置するものとする。																	
(6) 交通対策	1) 工事用車両は、工事区域内外の運行に際し制限速度等を遵守すること。 なお、工事区域内の制限速度は20km/hrとする。 2) 工事用車両は主要資材の搬入搬出及び残土運搬時等において、車両からの流出、飛散を防止しなければならない。 3) 工事用車両の運行に伴い、一般道路等が損傷し道路管理者から修復等を求められた場合には、その補修工事について協議することがある。 このため、頻繁に工事用車両の運行が予想される工事現場周辺の一般道路等は、事前にその路面状況等を記録しておかなければならない。 なお、受注者の責で道路を損傷した場合は、監督職員に報告の上、現況復旧を行うものとする。																	
(7) 防塵対策	本工事では、防塵対策は想定していないが、必要が生じた場合は監督職員と協議するものとする。																	
(8) 早朝及び夜間作業の禁止	労働災害及び騒音防止の観点から、原則として早朝及び夜間作業を行ってはならない。																	
(9) 下流地区への農業用水の確保	下流地区への農業用水を通水させる必要があるため、既設用水路の撤去については第73号支線排水路の敷設後に行うものとする。																	
4. 環境配慮対策	本事業では、土地改良法の主旨及び地域住民の強い関心等を踏まえ、周辺環境への配慮を計画しており、生態系及び景観への配慮に重点をおいているため、環境・景観へ配慮した工法について、変更及び追加する場合がある。 なお、工法の変更及び追加については、設計変更の対象とする。																	
5. 関係機関との調整	関係機関との協議が未成立のものは以下のとおりであり、協議結果に伴い変更が生じた場合は、設計変更の対象とする。 <table><tr><th>対象施設</th><th>内 容</th><th>協議者</th><th>協議成立予定</th></tr><tr><td>第73号支線排水路</td><td>市道横断工</td><td>道路管理者</td><td>令和5年11月</td></tr></table>					対象施設	内 容	協議者	協議成立予定	第73号支線排水路	市道横断工	道路管理者	令和5年11月					
対象施設	内 容	協議者	協議成立予定															
第73号支線排水路	市道横断工	道路管理者	令和5年11月															

項目	内容	摘要																												
第5章 仮設																														
1. 仮設排水路	本工事では、既設水路及び本工事で設置する排水路を利用する計画のため、仮設排水路は想定していない。ただし、現場条件等によりこれにより難しい場合は監督職員と協議すること。																													
2. 仮廻し道路	本工事では、仮廻し道路は想定していないが、必要が生じた場合は監督職員と協議するものとする。 なお、仮廻し道路は一般通行に支障をきたさないよう、受注者の責任において維持管理をしなければならない。																													
3. 水替工	本工事における水替工は想定していないが、施工時に雨水排水または湧水の処理が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。																													
4. 吊防護	本工事では市道を横断する第73号支線排水路の布設に伴い、市道下にある上水道管の吊り防護を行うこととしている。																													
第6章 工事用地等																														
1. 発注者が確保している用地	発注者が確保している工事用地及び工事施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）は、計画平面図上に示す施工範囲内のとおりである。																													
2. 工事用地等の使用及び返還	工事用地等については、工事施工に先立ち、監督職員の立会いのうえ用地境界、使用条件等の確認を行わなければならない。																													
3. 受注者の裁量による工事用地等	発注者が確保している工事用地以外の用地を受注者の裁量で確保する場合は、受注者の責任において処理するものとする。																													
第7章 工事用電力	本工事に使用する電力設備は、受注者の責任において準備しなければならない。																													
第8章 工事用材料																														
1. 規格及び品質	本工事で使用する主要材料の規格及び品質は次のとおりであり、監督職員が指示する材料については、試験成績書等を提出しなければならない。 1) 石材及び骨材 再生クラッシュラン RC-40 2) 鋼材 鉄筋コンクリート用棒鋼 SD295A・SD345 JIS G 3112 3) コンクリート コンクリートはレディーミクストコンクリートとし、種類は次のとおりとする。																													
	<table><tr><th>種類</th><th>呼び強度 (N/mm2)</th><th>スランプ[°] (cm)</th><th>粗骨材の最大寸法(mm)</th><th>水セメント比W/C (%)</th><th>セメントの種類 による記号</th><th>使用目的</th></tr><tr><td>無筋コンクリート</td><td>18</td><td>8</td><td>40</td><td>65以下</td><td>BB</td><td>一般構造物</td></tr><tr><td>無筋コンクリート</td><td>18</td><td>8</td><td>25</td><td>65以下</td><td>BB</td><td>一般構造物 均しコンクリート</td></tr><tr><td>鉄筋コンクリート</td><td>21</td><td>12</td><td>25</td><td>60以下</td><td>BB</td><td>一般構造物</td></tr></table>	種類	呼び強度 (N/mm2)	スランプ [°] (cm)	粗骨材の最大寸法(mm)	水セメント比W/C (%)	セメントの種類 による記号	使用目的	無筋コンクリート	18	8	40	65以下	BB	一般構造物	無筋コンクリート	18	8	25	65以下	BB	一般構造物 均しコンクリート	鉄筋コンクリート	21	12	25	60以下	BB	一般構造物	
種類	呼び強度 (N/mm2)	スランプ [°] (cm)	粗骨材の最大寸法(mm)	水セメント比W/C (%)	セメントの種類 による記号	使用目的																								
無筋コンクリート	18	8	40	65以下	BB	一般構造物																								
無筋コンクリート	18	8	25	65以下	BB	一般構造物 均しコンクリート																								
鉄筋コンクリート	21	12	25	60以下	BB	一般構造物																								

項目	内容	摘要														
2. 見本又は資料提出	※粗骨材最大寸法25mmは、地域的に骨材の入手が困難な場合20mmの使用を可能とする。															
	4) コンクリート二次製品															
	鉄筋コンクリートフリューム	JIS A 5372														
	鉄筋コンクリートベンチフリューム	JIS A 5372														
	遠心力鉄筋コンクリート管	JIS A 5372														
	一筆排水柵 550型 角落し															
	5) 管類															
	硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6741														
	硬質ポリ塩化ビニル管継手	JIS K 6743														
	6) 舗装材															
アスファルト乳剤 PK-3	JIS K 2208															
アスファルト混合物 再生密粒度アスコン(13)																
3. 監督職員の検査又は試験	主要材料及び次に示す工事材料は、使用前に試験成績書、見本、カタログ等を監督職員に提出して承諾を得なければならない。															
	また、これ以外の材料についても監督職員が提出を指示する場合がある。															
	<table><tr><th>材料名</th><th>提出物</th></tr><tr><td>コンクリート</td><td>計画配合表、試験成績書</td></tr><tr><td>石材及び骨材</td><td>試験成績書・粒度分布表</td></tr><tr><td>鋼材</td><td>ミルシート</td></tr><tr><td>コンクリート二次製品</td><td>カタログ、試験成績書</td></tr><tr><td>硬質ポリ塩化ビニル管</td><td>カタログ</td></tr><tr><td>その他資材</td><td>カタログ、試験成績書等</td></tr></table>	材料名	提出物	コンクリート	計画配合表、試験成績書	石材及び骨材	試験成績書・粒度分布表	鋼材	ミルシート	コンクリート二次製品	カタログ、試験成績書	硬質ポリ塩化ビニル管	カタログ	その他資材	カタログ、試験成績書等	
	材料名	提出物														
	コンクリート	計画配合表、試験成績書														
	石材及び骨材	試験成績書・粒度分布表														
	鋼材	ミルシート														
	コンクリート二次製品	カタログ、試験成績書														
	硬質ポリ塩化ビニル管	カタログ														
	その他資材	カタログ、試験成績書等														
次に示す工事材料は、使用前に監督職員の検査又は試験を受けなければならない。																
なお、その他の材料は、受注者の自主管理記録を確認する場合があるので、監督職員が提出を指示した場合は、これに応じなければならない。																
<table><tr><th>材料名</th><th>検査・試験項目</th><th>時期</th></tr><tr><td>管材</td><td>寸法及び外観形状</td><td>搬入時抽出検査</td></tr><tr><td>コンクリート二次製品</td><td>寸法及び外観形状</td><td>搬入時抽出検査</td></tr><tr><td>石材及び骨材（敷砂利用）</td><td>不純物混入程度</td><td>搬入時抽出検査</td></tr><tr><td>その他主要材料</td><td>寸法及び外観形状</td><td>搬入時抽出検査</td></tr></table>	材料名	検査・試験項目	時期	管材	寸法及び外観形状	搬入時抽出検査	コンクリート二次製品	寸法及び外観形状	搬入時抽出検査	石材及び骨材（敷砂利用）	不純物混入程度	搬入時抽出検査	その他主要材料	寸法及び外観形状	搬入時抽出検査	
材料名	検査・試験項目	時期														
管材	寸法及び外観形状	搬入時抽出検査														
コンクリート二次製品	寸法及び外観形状	搬入時抽出検査														
石材及び骨材（敷砂利用）	不純物混入程度	搬入時抽出検査														
その他主要材料	寸法及び外観形状	搬入時抽出検査														
第9章 施工																
1. 一般事項																
(1) 一般事項	1) 工事施工に先立ち、監督職員の立ち会いの上、工事区域周辺の用排水施設等を確認し、工事期間中に障害等が起きないように施工計画を立てなければならない。															
	また、共通仕様書第1章第1節1-1-5に規定する施工計画には、降雨並びに運土に伴う防災対策等について記載しなければならない。															
	2) 対象工区外から流入する排水は既設水路を用いて工区外へ排出し、支線排水路完成後は、同排水路を用いて排水するものとする。															
	また、施工中に工区内で発生する地表水または地下水は、施工に支障がないよう適切に排除するものとする。															

項目	内容	摘要																																	
	3) 生コンクリート打設後のシュート等の洗浄は、現場内で行うものとする。 なお、発生する産業廃棄物は、ピットやビッセル等を設置して処理するものとする。 4) 測量、施工及び耕作に支障となる草類がある場合は、事前に刈り取りを行うものとする。 また、工事完成時もしくは部分使用時に、ほ場、畦畔、水路及び道路法面に草類がある場合においても刈り取りを行うものとする。 なお、刈り取りは設計変更の対象としない。 5) 受注者は、任意仮設等においても木材利用の促進に留意しなければならない。																																		
(2) 施工図の作成	工事完成時において施工図を作成し、整地面積、水張面積を算出の上、電子データで提出するものとする。																																		
(3) 基準点	本工事の基準点及び水準点は別添図面に示すとおりであり、詳細については別途監督職員が指示する。 なお、基準点等の位置データは測地成果2000に対応したものである。																																		
(4) 地区境界	1) 工事施工に先立ち、地区境界について、事前に現地で確認しなければならない。なお、地区境界にかかる資料は、別途貸与する。 2) 境界杭については、工事施工中においても移動しないように留意するものとし、必要に応じて控杭等を設けるものとする。 3) 境界杭については施工完了時にすべて復旧するものとするが、杭の設置が困難な個所や営農に支障となる箇所等があることから、事前に監督職員と協議するものとする。																																		
(5) 標準図面集	工事施工は、別添図面の他、「亀岡中部農地整備事業標準図面集」（以下「標準図面集」という。）により行うものとする。 なお、現地の状況等により、標準図面集が適用できない場合は、監督職員と協議するものとする。																																		
(6) 検測又は確認 （施工段階確認）	1) 本工事の施工段階確認は、下表に示すとおりである。ただし、確認時期・頻度については、監督職員の指示により変更する場合がある。 2) 下表に示す以外の工種は、自主検査記録を確認する場合があるので、監督職員が求めた場合、これに応じなければならない。 3) 遠隔確認の対象工種については、特別仕様書第10章（4）工事現場等の遠隔確認についての1）により決定する。																																		
	<table><tr><th>工種</th><th>確認内容</th><th>確認時期・頻度 （一般監督）</th><th>遠隔確認対象</th><th>備考</th></tr><tr><td>基盤造成</td><td>基準高</td><td>施工完了後 各計画ほ場1箇所以上</td><td>指示による</td><td></td></tr><tr><td>石礫除去</td><td>基盤面仕上がり状況</td><td>初期施工完了ほ場</td><td>指示による</td><td></td></tr><tr><td rowspan="3">掘削・盛土</td><td>地質状況</td><td>地質変化時</td><td>指示による</td><td></td></tr><tr><td>地耐力</td><td>軟弱地盤出現時</td><td>指示による</td><td></td></tr><tr><td>湧水状況</td><td>湧水出現時</td><td>指示による</td><td></td></tr><tr><td>取合い工</td><td>既設構造物の撤去、 取付け工</td><td>施工前、完了後</td><td>指示による</td><td></td></tr></table>	工種	確認内容	確認時期・頻度 （一般監督）	遠隔確認対象	備考	基盤造成	基準高	施工完了後 各計画ほ場1箇所以上	指示による		石礫除去	基盤面仕上がり状況	初期施工完了ほ場	指示による		掘削・盛土	地質状況	地質変化時	指示による		地耐力	軟弱地盤出現時	指示による		湧水状況	湧水出現時	指示による		取合い工	既設構造物の撤去、 取付け工	施工前、完了後	指示による		
工種	確認内容	確認時期・頻度 （一般監督）	遠隔確認対象	備考																															
基盤造成	基準高	施工完了後 各計画ほ場1箇所以上	指示による																																
石礫除去	基盤面仕上がり状況	初期施工完了ほ場	指示による																																
掘削・盛土	地質状況	地質変化時	指示による																																
	地耐力	軟弱地盤出現時	指示による																																
	湧水状況	湧水出現時	指示による																																
取合い工	既設構造物の撤去、 取付け工	施工前、完了後	指示による																																

項目	内容					摘要
(7) 中間技術検査	二次製品水路布設	布設基盤状況（継手部つぼ掘り含む）	初期施工段階で1箇所	指示による		
		止水材設置状況	初期施工段階で1箇所	指示による		
	鉄筋組立（H＞1.5mを越える桧、複数スパン以上となる現場打水路等）	かぶり	1スパン目鉄筋組立後以降、構造変更ごとに1箇所	指示による		
		中心間隔				
	一筆取水工 一筆排水工	桧、取水管取付状況 排水桧畦畔転圧状況	初期施工ほ場で1箇所	指示による		
(8) 既設構造物に対する措置	本工事が、低入札価格調査制度における調査対象工事となった場合は、以下の内容により、中間技術検査を行うものとする。 1）発注者から監督職員を通じて、中間技術検査を実施する旨、通知を受けた場合は従わなければならない。 2）中間技術検査を受ける場合、あらかじめ監督職員から指示する出来形図及び出来形数量内訳書を作成し、監督職員へ提出しなければならない。 3）契約図書により義務づけられた工事記録写真、出来形管理資料、工事関係図及び工事報告書等の資料を整備し、中間技術検査を命ぜられた職員（以下「技術検査職員」という。）から提示を求められた場合は従わなければならない。 4）技術検査職員から修補を求められた場合は従わなければならない。 5）中間技術検査又は修補に要する費用は、受注者の負担とする。					
(9) 設計図書等の充足	本仕様書及び設計図書等に明記なき事項であっても、構造上及び機能上当然具備すべきものについては、監督職員に報告しこれを充足するものとする。					
(10) その他	1）工事施工に先立ち、極力工区外の排水は、これを遮断し工区内への流入を防ぐものとする。 なお、工事中に滞水が生じたときは速やかに排除しなくてはならない。 2）ブルドーザーの運転手は熟練者を乗務させ、走行回数をできるだけ少なくして、過転圧やこね回しとならないよう施工しなければならない。 3）舗装切断作業に伴い発生する排水又は切削粉は、直接、現場外に排出することがないように回収し、産業廃棄物として適正に処理するものとする。					
2. 再生資源等の利用						
(1) 建設副産物	1）受注者は、土砂を再生資源利用計画書に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。 2）受注者は、再生資源利用促進計画の作成にあたり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土砂の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壌汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。また、確認結果は再生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場において公衆の見えやすい場所に掲げなければならない。					

項目	内容	摘要																			
(2) 再生資材の利用等	3) 受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、再生資源利用促進計画に記載した事項（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項に関する確認結果を委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。																				
	4) 受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督職員から請求があった場合は、受領書の写しを提出しなければならない。																				
	1) 再生資材の利用 受注者は、次に示す再生資源を利用しなければならない。																				
	<table><tr><th>資材名</th><th>規格</th><th>備考</th></tr><tr><td>再生加熱アスファルト混合物</td><td>再生密粒度アスコン(13)</td><td>支線道路工、市道復旧工、農道横断工</td></tr><tr><td>再生クラッシュラン</td><td>RC-40</td><td>路盤材、舗装材</td></tr><tr><td>再生粒度調整碎石</td><td>RM-30</td><td>路盤材</td></tr></table>	資材名	規格	備考	再生加熱アスファルト混合物	再生密粒度アスコン(13)	支線道路工、市道復旧工、農道横断工	再生クラッシュラン	RC-40	路盤材、舗装材	再生粒度調整碎石	RM-30	路盤材								
	資材名	規格	備考																		
	再生加熱アスファルト混合物	再生密粒度アスコン(13)	支線道路工、市道復旧工、農道横断工																		
	再生クラッシュラン	RC-40	路盤材、舗装材																		
	再生粒度調整碎石	RM-30	路盤材																		
	2) 建設資材廃棄物等の現場内利用 受注者は、本工事の施工に伴い発生するその他の建設資材廃棄物等も、その利用方法等について監督職員と協議しなければならない。 なお、分別の徹底及び、適切な保管を行うものとする。																				
	3) 再生資源利用計画 受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に写しを提出しなければならない。 また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。																				
4) 再生資源利用促進計画 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に写しを提出しなければならない。 また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。																					
3. 建設資材等の搬出 本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等は、次に示す処理施設へ搬出するものとするが、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。																					
<table><tr><th>建設資材 廃棄物</th><th>処理施設名</th><th>住所</th><th>受入 時間</th><th>事業区分</th></tr><tr><td>アスファルト殻</td><td>(有)光山合砕</td><td>亀岡市西別院町笑路 落合3番2外2筆</td><td>8:30～ 16:00</td><td>再資源化施設業者</td></tr><tr><td>コンクリート殻 (有筋)</td><td>(有)光山合砕</td><td>亀岡市西別院町笑路 落合3番2外2筆</td><td>8:30～ 16:00</td><td>再資源化施設業者</td></tr><tr><td>廃プラスチック</td><td>(株)利昌</td><td>京都府亀岡市西別院 犬甘野椎ヶ原46番、 46番2</td><td>8:30～ 16:00</td><td>再資源化施設業者</td></tr></table>	建設資材 廃棄物	処理施設名	住所	受入 時間	事業区分	アスファルト殻	(有)光山合砕	亀岡市西別院町笑路 落合3番2外2筆	8:30～ 16:00	再資源化施設業者	コンクリート殻 (有筋)	(有)光山合砕	亀岡市西別院町笑路 落合3番2外2筆	8:30～ 16:00	再資源化施設業者	廃プラスチック	(株)利昌	京都府亀岡市西別院 犬甘野椎ヶ原46番、 46番2	8:30～ 16:00	再資源化施設業者	
建設資材 廃棄物	処理施設名	住所	受入 時間	事業区分																	
アスファルト殻	(有)光山合砕	亀岡市西別院町笑路 落合3番2外2筆	8:30～ 16:00	再資源化施設業者																	
コンクリート殻 (有筋)	(有)光山合砕	亀岡市西別院町笑路 落合3番2外2筆	8:30～ 16:00	再資源化施設業者																	
廃プラスチック	(株)利昌	京都府亀岡市西別院 犬甘野椎ヶ原46番、 46番2	8:30～ 16:00	再資源化施設業者																	

項目	内容	摘要																						
4. 特定建設資材の 分別解体等	本工事における特定建設資材の工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法は、次のとおりである。 <table><tr><td rowspan="7">工程ごとの作業内容及び解体方法</td><td>工程</td><td>作業内容</td><td>分別解体等の方法</td></tr><tr><td>①仮設</td><td>仮設工事 ■有 □無</td><td>□手作業 □手作業・機械作業の併用</td></tr><tr><td>②土工</td><td>土工 ■有 □無</td><td>□手作業 ■手作業・機械作業の併用</td></tr><tr><td>③基礎</td><td>基礎工事 ■有 □無</td><td>□手作業 ■手作業・機械作業の併用</td></tr><tr><td>④本体構造</td><td>本体構造の工事 ■有 □無</td><td>□手作業 ■手作業・機械作業の併用</td></tr><tr><td>⑤本体付属品</td><td>本体付属品の工事 ■有 □無</td><td>□手作業 ■手作業・機械作業の併用</td></tr><tr><td>⑥その他</td><td>その他の工事 □有 ■無</td><td>□手作業 □手作業・機械作業の併用</td></tr></table>	工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法	①仮設	仮設工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	②土工	土工 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用	③基礎	基礎工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用	④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用	⑥その他	その他の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	
工程ごとの作業内容及び解体方法	工程		作業内容	分別解体等の方法																				
	①仮設		仮設工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用																				
	②土工		土工 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用																				
	③基礎		基礎工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用																				
	④本体構造		本体構造の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用																				
	⑤本体付属品		本体付属品の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用																				
	⑥その他	その他の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用																					
5. 土工 (1) 掘削	1) 掘削土は埋戻し及び盛土に流用する。 2) 掘削に当たっては、法面の崩落に十分注意して施工するものとする。 3) 法面の崩落により他の施設に重大な影響が発生又は、そのおそれが認められる場合は、速やかに監督職員と協議するものとする。																							
(2) 埋戻し及び盛土	1) 埋戻し及び盛土は一層の仕上がり厚さが30cm以下になるようにまき出し、施工条件に合った締固め機械により十分締固めなければならない。 2) 構造物隣接箇所等の埋戻し及び盛土は、一層の仕上がり厚が30cm以下となるよう均一にまき出し、施工条件に合った小型締固め機械で十分に締固めを行わなければならない。 3) 暗渠工基床部の不陸整正及び整形は、均一に支持できるように浮き石等を除去して平滑に仕上げなければならない。 4) 既設水路等撤去後の埋戻し ① 埋戻しに先立ち、たまり水等を排除しドライな状態での施工を心掛けること。 ② 堆積土等が基盤土として適さないと思われる場合は、監督職員と協議するものとし、軟弱土等を基盤内に混入させてはならない。 ③ 埋戻しは、良質土を一層の仕上がり厚さが30cm以下となるようまき出し、十分に締固めなければならない。																							
(3) 石積みの処理	1) 従前のほ場を形成している石積みは、土工作業時に撤去集積し、表土に混入することが無いよう注意して作業するものとする。 2) 撤去した積み石や基盤に含まれていた石礫等については、ほ場基盤や道路路体の深部など、施工や完成後の営農に影響のない場所に慎重に処理するものとする。ただし、練石積みでコンクリートが付着している場合は、適切に処分するものとする。																							
6. 整地工 (1) 表土扱い	1) はぎ取り作業前に、従前ほ場1筆当たり1点以上の表土厚を計測し、結果を取りまとめて監督職員に提出するものとする。 なお、計画ほ場1筆当たり1点以上について、監督職員の立合確認を行うものとする。																							

項目	内容	摘要
	2) 表土厚は各筆とも15cm以上と想定しているが、15cm以上確保できないと想定される場合は、監督職員と協議のうえ、地元関係者等の確認を受けるものとする。 3) 表土はぎにあたっては、畦畔土と混ざらないよう注意するものとする。また、はぎ取った表土は、各計画ほ場に集積・仮置きした上で、土量を計測し、監督職員へ報告するものとする。 なお、仮置中は、表土以外の土砂が混入しないように注意するものとする。 4) 埋蔵文化財調査等ではぎ取った表土がある場合は、監督職員の立合確認を行った上で、集積・仮置きするものとする。	
(2) 基盤切盛	1) 設計図書に示してある計画田面標高は目標数値であり、仕上がり標高ではないが、逆田とならないよう施工しなければならない。 2) 基盤切盛は原則として耕区内流用とするが、逆田となる場合は、耕区外より流用を行い逆田修正しなければならない。 3) 基盤切盛については不同沈下を防止するために30cmごとに層状にまき出し転圧するが、土質、含水状況に応じて監督職員と協議するものとする。 4) 切盛後において基盤面、又は法尻に湧水等が出た場合は、監督職員と協議し、排水処理をした後でなければ、基盤整地をしてはならない。 5) 雨天時には基盤切盛り作業を中断しなければならない。また、工事を再開又は終了するときは水切り作業を行いドライな状態での施工を心掛けなければならない。 6) 切土の場合は切り過ぎないように注意するとともに、切土面に湧水やすべり面などの異層のあることが発見された場合は、直ちに作業を中止して、対策を講じるとともに監督職員に報告しなければならない。 7) 切土基盤において岩盤や旧河川の氾濫などによる石礫層等が出現した場合は、詳細について監督職員と協議するものとする。	
(3) 畦畔築立	1) 畦畔の築立は原則として基盤整地前に施工するものとする。 2) 畦畔用土に適する土の現地採取ができない場合は、監督職員と協議するものとする。	
(4) 基盤整地	1) 基盤均平作業は、不陸が生じないように、細心の注意を払って仕上げなければならない。 2) 石礫の除去は基盤均平を行う範囲とし、おおむね直径5cm以上を5m³/1ha想定している。	
(5) 表土整地	1) 整地仕上げは、原則湛水均平工法とし、用水取水口側が高くなるよう、仕上げなければならない。 なお、湛水均平作業により難しい場合は、作業前に監督職員と協議しなければならない。 2) 表土戻し後湛水均平を行う場合は、湛水深は必要以上に深くしてはならない。 3) ふれ水により畦畔崩壊が生ずる場合があるため、使用機械のスピードや排土板の扱いに注意するとともに、崩壊を防止するため所要の処理を講ずるものとする。また、整地後の湛水は排水路へ排水せず地下浸透させる等、濁水によるトラブルが生じないように注意すること。	

項目	内容	摘要
(6) 湧水処理	本工事における湧水処理は想定していないが、湧水が出現した場合は、対応方法について監督職員と協議するものとする。	
7. 進入路工	1) 詳細な設置位置は、監督職員の指示を受けるものとする。 2) 進入路は、十分に締め固め、所定の勾配で仕上げなければならない。また、道路との取付部は、滑らかに擦り付けるものとする。 3) 進入路は敷砂利を行わないものとする。	
8. 一筆取水工及び一筆排水工	1) 詳細な設置位置は、監督職員の指示を受けるものとする。また、一筆取水工の配管長は、耕作に支障のない長さに仕上げるものとする。 2) 一筆排水工周辺は、湛水後に漏水や崩壊の原因にならないよう、埋戻し土の土質にも留意したうえで、入念に埋戻しを行わなければならない。	
9. 用水路工		
(1) 共通事項	設計図書に示す用水路の標準図は、原則として耕区の中央を示しているが、左右の計画田面高が異なる場合は、各ほ場の取水に支障のないように配置しなければならない。	
(2) 用水路	1) 現地状況により水路の基準勾配が著しく変わる場合は、断面、構造の変更を伴うことがあるので監督職員と協議するものとする。 2) 盛土及び埋戻し部に水路を布設する場合は、不同沈下による水路の中だるみ、陥没がないよう、特に留意して施工するものとする。 3) フリューム類の布設は計画勾配及び規定断面に掘削し、十分な基盤面仕上げの後に布設するものとする。 継手はつば掘りを行い、フリューム底に集中荷重がかからないように施工するものとする。	
(3) 管水路	1) 管及びジョイントに偏圧や無理な荷重・衝撃を与えないよう埋戻すとともに、逆勾配にならないよう十分注意して施工しなければならない。 2) 施工中の管への土砂流入を防ぐとともに、布設作業を一時中断する場合は、汚水等の流入を防ぐこととする。 3) 管頂までの管側部の埋戻しは両側均等に、曲線部にあっては外側から行い、タコ等で十分に締め固めなければならない。	
(4) 漏水防止	1) 供用後の漏水を防止するため、特に継手部のフリュームタイト設置による止水及び柵構造物と水路の接続部の止水について慎重に施工を行い、水密性を確保するものとする。 2) 水路完成後、漏水の有無を確認するため、通水を行う場合がある。 3) 通水の結果、施工状況や出来形確認により施工不良に伴う漏水と判断される場合は、工事完了後であっても再施工を命じる場合がある。	
10. 排水路工		
(1) 共通事項	設計図書に示す排水路は、原則として耕区の中央を示しているが、左右の計画田面高が異なる場合は、各ほ場の排水に支障のないように配置しなければならない。	
(2) 排水路	1) 落差工の施工に当たっては、基盤を過掘しないようにしなければならない。 2) 水路急流部、鋭角部及び合流柵付近において、張コンクリート、植生土のう等による法面補強またはコンクリート蓋等による水はね防止などの措置が望ましいと考えられる場合は、監督職員と協議するものとする。	

項目	内容	摘要											
(3) 管水路	3) 水路急流部、鋭角部及び合流柵付近において、張コンクリート、植生土のう等による法面補強またはコンクリート蓋等による水はね防止などの措置が望ましいと考えられる場合は、監督職員と協議するものとする。												
	管水路の施工については、特別仕様書第9章施工9．用水路工（3）管水路の規定によるものとする。												
11. 道路工													
(1) 路体・路床工	1) 盛土材は基盤土のうち礫分を多く含む土の流用を行うものとする。												
	2) 上記材料が盛土材として不適切と想定される場合は、使用に先立ち監督職員と協議するものとする。												
	3) 路体盛土は一層の仕上がり厚が30cm以下となるよう均一にまき出し、施工条件に合った機種の締固め機械で最大乾燥密度の90%以上に締固めを行わなければならない。												
	4) 路床盛土は一層の仕上がり厚が20cm以下となるよう均一にまき出し、施工条件に合った機種の締固め機械で最大乾燥密度の90%以上に締固めを行わなければならない。												
(2) 敷砂利	敷砂利は再生クラッシャラン（RC-40）により仕上がり厚10cmとし、施工条件に合った転圧機械により締固めなければならない。												
	また、工事後の営農車両の通行に支障を及ぼす恐れのある不純物（ガラス片、金属片、鋭利なプラスチック片・陶磁器片等）をなるべく含まない材料を使用するものとする。												
	なお、施工後、路面上に不純物が確認された場合は除去するものとする。												
(3) アスファルト舗装工	1) マーシャル試験の試験法は、舗装の構造に関する技術基準同解説によるものとする。表層工の施工に当たっては、プライムコート（アスファルト乳剤PK-3）120 $\frac{g}{m^2}$ /100 m^2 以上を路盤面に均一に散布し、表層との密着を図らなければならない。												
	2) 表層工は施工条件に合った敷均し機械により、再生加熱アスファルト混合物を敷均し、施工条件に合った機種で締固めをしなければならない。												
	3) 舗装に先立ち、現場でのCBR試験が必要な場合は、監督職員から位置や箇所数について指示するものとする。												
第10章 施工管理													
1．主任技術者等の資格	主任技術者又は監理技術者の資格は、入札公告によるものとする。												
2．施工管理													
(1) 工程管理	受注者は工事施工中において、計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じる恐れがある場合は、原因を究明するとともに対策案を速やかに監督職員へ報告しなければならない。												
(2) 施工管理の追加項目	土木工事施工管理基準別表第1を次のとおり変更する。												
	<table><tr><th>工種</th><th>項目</th><th>管理基準値(%)</th><th>規格値(%)</th><th>測定基準</th></tr><tr><td rowspan="2">表土扱い</td><td rowspan="2">厚さ</td><td>+ 20</td><td rowspan="2">－ 0</td><td rowspan="2">変更なし</td></tr><tr><td>－ 0</td></tr></table>	工種	項目	管理基準値(%)	規格値(%)	測定基準	表土扱い	厚さ	+ 20	－ 0	変更なし	－ 0	
	工種	項目	管理基準値(%)	規格値(%)	測定基準								
表土扱い	厚さ	+ 20	－ 0	変更なし									
		－ 0											

項目	内容	摘要
(3) 工事現場等における遠隔確認について	1) 本工事において、施工段階確認、材料検査、立会などを遠隔確認で実施する場合は、契約後受発注者の協議により決定するものとする。 2) 遠隔確認を実施する場合の費用は、設計変更の対象とする。	
第11章 条件変更の補足説明	本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは、設計図書等には示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。 ① 土質 ② 転石の出現 ③ 湧水の出現 ④ 予想し得なかった騒音規制、交通規制 ⑤ 第三者との協議によるもの ⑥ 地下埋設物（埋蔵文化財を含む）の出現 ⑦ 関係機関との協議による変更 ⑧ 遠隔確認の施行を行う場合 ⑨ その他監督職員が認めた事項	
第12章 その他		
1. 電子納品	工事完成図書を、共通仕様書第1編1-1-37に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。 ・ 工事完成図書の電子媒体（CD-RもしくはDVD-R） 正副 2部 ・ 工事完成図書の出力 1部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）	
2. CORINSへの登録	技術者の従事期間は、契約工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。	
3. 週休2日による施工	(1) 本工事は、週休2日に取り組むことを前提として、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正した試行対象工事である。受注者は、契約後、週休2日による施工を行わなければならない。なお、受注者の責によらない現場条件・気象条件等により週休2日相当の確保が難しいことが想定される場合には監督職員と協議するものとする。 (2) 「週休2日」とは、対象期間を通じた現場閉所の日数が、4週8休以上となることをいい、対象期間内の現場閉所日数の割合が28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、ここでいう対象期間、現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。 ① 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。 ② 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。 ③ 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。	

項目	内容	摘要																																	
	(3) 週休2日（4週8休以上）の実施の確認方法は、次によるものとする。 ① 受注者は、契約後、週休2日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。 ② 受注者は、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。なお、週休2日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする。 ③ 監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。 ④ 監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記②の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。 ⑤ 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。 (4) 監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。 (5) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正をする。 ①補正係数 <table><tr><td></td><td>4週8休以上 現場閉所率 28.5%(8日/28日)以上</td><td>4週7休以上 4週8休未満 現場閉所率 25%(7日/28日)以上28.5%未満</td><td>4週6休以上 4週7休未満 現場閉所率 21.4%(6日/28日)以上25%未満</td></tr><tr><td>労務費</td><td>1.05</td><td>1.03</td><td>1.01</td></tr><tr><td>機械経費（賃料）</td><td>1.04</td><td>1.03</td><td>1.01</td></tr><tr><td>共通仮設費（率分）</td><td>1.04</td><td>1.03</td><td>1.02</td></tr><tr><td>現場管理費（率分）</td><td>1.09</td><td>1.07</td><td>1.05</td></tr></table> ②補正方法 当初積算において4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。なお、発注者は現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき上記①に示す補正係数の表に掲げる現場閉所率に応じた補正係数を用いて補正し、請負代金額を減額変更する。ただし、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られないなどにより、現場閉所の達成状況が4週8休に満たない場合は、補正を行わずに減額変更する。 また、提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、契約違反として「近畿農政局工事成績等評定実施要領」（以下「工事成績要領」という。）別紙8（事業（務）所長用）に示す「7.法令遵守等」において、点数10点を減ずるものとする。 (6) 市場単価方式による週休2日の積算に当たっては、現場の閉所状況に応じて、下表の補正係数を乗じるものとする。 <table><tr><th rowspan="2">名称</th><th rowspan="2">区分</th><th colspan="3">補正係数</th></tr><tr><th>4週8休以上</th><th>4週7休以上 4週8休未満</th><th>4週6休以上 4週7休未満</th></tr><tr><td>鉄筋工（太径鉄筋を含む）</td><td></td><td>1.05</td><td>1.03</td><td>1.01</td></tr></table>		4週8休以上 現場閉所率 28.5%(8日/28日)以上	4週7休以上 4週8休未満 現場閉所率 25%(7日/28日)以上28.5%未満	4週6休以上 4週7休未満 現場閉所率 21.4%(6日/28日)以上25%未満	労務費	1.05	1.03	1.01	機械経費（賃料）	1.04	1.03	1.01	共通仮設費（率分）	1.04	1.03	1.02	現場管理費（率分）	1.09	1.07	1.05	名称	区分	補正係数			4週8休以上	4週7休以上 4週8休未満	4週6休以上 4週7休未満	鉄筋工（太径鉄筋を含む）		1.05	1.03	1.01	
	4週8休以上 現場閉所率 28.5%(8日/28日)以上	4週7休以上 4週8休未満 現場閉所率 25%(7日/28日)以上28.5%未満	4週6休以上 4週7休未満 現場閉所率 21.4%(6日/28日)以上25%未満																																
労務費	1.05	1.03	1.01																																
機械経費（賃料）	1.04	1.03	1.01																																
共通仮設費（率分）	1.04	1.03	1.02																																
現場管理費（率分）	1.09	1.07	1.05																																
名称	区分	補正係数																																	
		4週8休以上	4週7休以上 4週8休未満	4週6休以上 4週7休未満																															
鉄筋工（太径鉄筋を含む）		1.05	1.03	1.01																															

項目	内容	摘要
4. 熱中症対策に係る費用の計上	1) 本工事は、次の熱中症対策を実施する場合のリース費用等を設計変更により対応する試行工事である。 ア 遮光ネット（足場に設置するものに限る） イ ドライミスト ウ 暑さ指数（WBGT値）の計測装置 2) 1) の熱中症対策を実施する受注者は、施工計画書に熱中症対策の内容を記載し、監督職員へ提出する。 3) 設置期間等については、気象庁の過去の気象データ検索サイト（URL：https://www.data.jma.go.jp/obd/stats/etrn/index.php）における、工事現場から最寄りの地点で前年に月最高気温が25℃以上を記録した月数を参考に設定するが、これによりがたい場合は監督職員と協議することとする。	
5. 1日未満で完了する作業の積算	1) 本工事における1日未満で完了する作業の積算（以下「1日未満積算基準」という。）は、変更積算にのみ適用する。 なお、1日未満積算基準は、農林水産省HPの下記サイトを参照すること。 https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/attach/pdf/index-116.pdf 2) 受注者は施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。 3) 同一作業員の作業が他工種等の作業と組み合わせで1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。 4) 受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要となる根拠資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。 5) 災害復旧工事等で人工精算する場合や、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。	
第13章 公共事業関係調査に対する協力	本工事が発注者の実施する歩掛調査や諸経費動向調査等の公共事業関係の各種調査の対象となった場合、受注者はその実施に対して必要な協力を行わなければならない。	
第14章 天災その他不可抗力	天災その他の不可抗力による損害は、請負契約書第30条によるものとする。	
第15章 定めなき事項	この特別仕様書に定めない事項又は本工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。	